

キヤノン
木材製品管理基準

Ver. 1.0
2014年6月

キヤノン

木材製品管理基準

目 次

1 . 目的	1
2 . 適用範囲	1
3 . 用語の説明	1
4 . 木材製品管理基準の要求事項	1
5 . 「情報提供と宣言の要求」の詳細	2
6 . 変更管理	2
7 . 情報の取り扱い	2

木材製品管理基準

1. 目的

この「木材製品管理基準」では、木材由来の部分を含む物品の管理に関する要求事項がまとめられており、森林資源の持続的活用を通じて地球環境保全に資することを目的としています。

地球環境の中で森林は、地球温暖化の抑制や生物多様性の保護、水資源や土壌の保全、洪水など自然災害の抑制などに重要な役割を果たしており、その保全が強く求められています。

森林資源の持続的活用のためには、森林の育成・維持およびそこから木材の収穫が適切な管理の元におかれている事が重要です。キャノングループ(以下「キャノン」という)は、キャノン製品(またはOEM製品:以下同様)およびそれらの包装を構成する物品に木材が利用される場合(再生材が利用されている部分を除く)その木材が「森林の管理に関する法規」等に従って収穫された(すなわち「合法的に収穫された」)ものであることを求めます。

また、そのために「木材製品管理基準」を発行し、関係するお取引先に木材由来の部分を含む物品に関する要求への対応をお願い致します。

2. 適用範囲

「木材製品管理基準」は、木材に由来する部分(廃棄物として処分された木材または木材製品からの再生材を使用した部分を除く)を含む物品に適用されます。

例えば、「木材に由来する部分」が100%再生材由来の場合、その物品は適用範囲外です。再生材とバージン材の両方を使用している場合には、バージン材由来の部分にのみ本「木材製品管理基準」の要求事項が適用されます。

(例)「木材に由来する部分」とは、木材を成形したものだけでなく、紙、段ボール等からなるものも指します。

3. 用語の説明

再生材

廃棄物として処分された木材または木材製品から製造された材料

バージン材

新たに収穫された木材

4. 木材製品管理基準の要求事項

要求事項は、以下2つの部分からなります。

トレーサビリティ確保の要求

本書の目的のもと、キャノンの調達する物品が木材に由来する部分(再生材に由来する部分を除く)を含む場合、当該部分が『合法的に収穫された』ものであることが必要です。これを遵守するため、お取引先において、原料となる木材の収穫から物品の製造過程全体を通じてのトレーサビリティの確保が求められます。

これは、キャノンの調達する物品が木材に由来する部分(再生材に由来する部分を除く)を含む場合の全てに当てはまります。

情報提供と宣言の要求

キャノンが必要に応じて*「トレーサビリティ確保」のエビデンス確認のために、「情報提供と宣言書の提出」(詳細は5.「情報提供と宣言の要求」の詳細)への対応をお取引先をお願いします。

*キャノン製品が各国の木材製品規制の対象となる場合等

5. 「情報提供と宣言の要求」の詳細

「情報提供と宣言」が必要となる場合は、キヤノンからお取引先をお願いいたします。その場合には、物品毎にその木材に由来する部分についての次の情報および宣言書をご提出いただきます。

「情報」

- 1.製造者名
- 2.再生材の含有率
- 3.木材が収穫された国・地域（必要な場合¹⁾は、その下位の地域区分、収穫の権利）
- 4.木材の植物名（学名）
- 5.適用される法的規制に適合していることを証明する文書等²⁾

「宣言書」の内容

提供された上記 1.～5.の内容が正確である。

当該物品の木材に由来する部分が、収穫された国・地域の法律に適合した方法で収穫されたものであり、法律に違反して収穫された木材を含まない。

注¹⁾国・地域の下位の地域区分について、区分された地域間で違法な収穫のリスクが異なる場合に、その情報が必要となる。収穫の権利について、それらの間で違法な収穫のリスクが異なる場合に、その情報が必要となる。

注²⁾例えば、信頼できる第三者認証(具体的には、Forest Stewardship Council (FSC)および Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC))を受けた森林に由来するものであることを示す文書、地方自治体等の公的・準公的団体が発行する証明書など。

< 情報提供・宣言書の書式について >

原則として上記の示す情報・宣言書は、キヤノンからお送りする書式に従ってご回答ください。

6. 変更管理

変更時のキヤノンへの連絡

(1) キヤノンから情報と宣言書の提出をお願いした物品について、その内容に変更が予定される場合は事前にご連絡ください。

(2) 変更後には、変更した内容を反映した情報および宣言書を再提出願います。

変更の有無の確認

によるお取引先からの連絡とは別に、キヤノンから変更の有無を確認させていただく場合がありますのでご協力お願いします。

万一、変更についての連絡が漏れていた場合は、速やかに変更内容を反映した情報および宣言書を再提出願います。

7. 情報の取り扱い

お取引先からご提供いただいた情報は、キヤノングループ内で共有します。また、納入する木材製品の情報については、個人情報を除きサプライチェーンによる情報提供および当局や顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を元に、キヤノンの製品関連情報の一部として第三者に開示する場合があります。

開示に不都合があるお取引先はキヤノンにご連絡ください。

個人情報の取り扱いに関しては、キヤノンのホームページをご参照ください。

木材製品管理基準 Ver.1.0

発行：キヤノン株式会社

発行 / 2014 年 6 月

© CANON INC.2014 All rights reserved.